

会員各位

新型コロナウイルス感染症に関する対応を簡単にまとめましたので再度ご確認のうえご対応下さい。（島根県歯科医師会）

患者対応編 令和2年4月10日～ ※変更があればその都度お知らせしていきます。

◆37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有する場合は、新型コロナウイルス感染症を疑い対応。

◆感染者・感染疑いのある者は、「保健所、相談窓口」に相談が前提（下記参照）。

（応招義務について）発熱や上気道症状を有している理由に、診療を拒否することは、医師法における診療拒否する「正当な事由」に該当しない。診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨すること。

対象者に説明を尽くした上で、院内感染を防止するための理解を求めることが大切

<具体的対応策>

①診療所入口・待合室にポスターを掲示・・・・・・・・・・日歯HP参照

疑いのある患者は、電話対応に留め、帰国者・接触者相談センター(保健所)を紹介。スタッフ（受付等）への周知徹底。

②来院患者に対して体調の聴き取り（発熱、せき、だるさ、臭覚・味覚障害の有無、風邪症状の有無）の確認。・・・・・・・・・・別紙参照（本会HPにup済み）

（可能であれば受付時に患者への検温も導入されてもよい）

・診療時は「標準予防策」、「新型コロナウイルス感染症診療の手引き・第1版」により、サージカルマスク等の着用、機器消毒など十分な感染対策を講ずる。

③院内環境について

スタンダードプリコーションの再確認と徹底

・待合室等の消毒作業のいっそうの励行

ドアノブなど患者さんの触れる場所の清拭

待合室の遊具などを撤去

患者さん来院時の手洗い、手指消毒 など

・診療室環境対策のため、十分な換気・消毒や待合室の密集化防止のため、予約調整等を行う。

- ・スタッフに対し毎日の検温等の健康管理・感染予防研修を行う。
- ・院長・従業員が感染した場合は、直ちに管轄保健所に連絡し指示に従う。また、県歯科医師会にご報告いただく。
- ・診療した患者に陽性者が出た場合は、直ちに管轄保健所に連絡し指示に従う。また、県歯科医師会にご報告いただく。

④その他

- ・訪問診療や高齢者施設入居者への往診時には、白衣の交換、入館時のアルコール手指消毒、感染ガードエプロン着用など、感染源を持ち込まない。

⑤もしもの時

※原則として、下記に基づいた感染予防策を適切に講じていれば、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に分かっても、濃厚接触者に該当しない。

但し、感染症（疑い）患者の診療に携わった職員は、濃厚接触者に該当するかに関わらず、毎日検温を実施し、健康管理を強化する。

◆標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施。

◆エアロゾルが発生する可能性がある手技（タービンなど使用する処置、超音波スケーラーなど使用する口腔衛生処置など）を実施する場合は、N95マスク（またはDS2など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着。

◆上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの保健所に紹介すること。

◆基本的にシューズカバーをする必要はない。

◆个人防护具を着用中また脱着時に眼、鼻、口の粘膜を触れないように注意、着脱前後で手指消毒の実施。

【保健所相談窓口】

保 健 所	専用電話番号
松江市・島根県共同設置松江保健所	0 8 5 2 - 3 3 - 7 6 7 3
雲南保健所	0 8 5 4 - 4 7 - 7 7 7 8
出雲保健所	0 8 5 3 - 2 4 - 7 0 2 8
県央保健所	0 8 5 4 - 8 4 - 9 8 1 2
浜田保健所	0 8 5 5 - 2 9 - 5 9 7 0
益田保健所	0 8 5 6 - 3 1 - 9 5 1 2
隠岐保健所	0 8 5 1 2 - 2 - 9 6 0 0